

＜後期高齢者医療 高額介護合算療養費制度＞のお知らせ

○高額介護合算療養費制度とは？

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するもので、同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者が、一年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給するものです。

○令和３年度分の支給要件・算定基準額

支給要件

同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者が、一年間(令和３年８月１日から令和４年７月３１日まで)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、次の算定基準額を超えた場合、自己負担額から算定基準額を差し引いた額を支給します。

ただし、自己負担額から算定基準額を差し引いた金額が５００円以下の場合は支給の対象となりません。

算定基準額

一部負担金の割合	所得区分	算定基準額
３割	現役並み所得者Ⅲ	２，１２０，０００円
	現役並み所得者Ⅱ	１，４１０，０００円
	現役並み所得者Ⅰ	６７０，０００円
１割	一般	５６０，０００円
	区分Ⅱ	３１０，０００円
	区分Ⅰ	１９０，０００円

※一部負担金の割合「２割」は、令和４年１０月からの適用です。

○支給の対象となる方へのお知らせ及び申請手続きについての留意点

支給の対象となる方には、２月下旬にお知らせを郵送する予定です。

お知らせが届いた場合、お住まいの市役所（町役場）の担当窓口に申請してください。

次の項目にあてはまる方には、申請の対象となる旨のお知らせができない場合があります。

◆令和３年８月１日から令和４年７月３１日までに

- ・市町を越える転居をされた方
- ・他の医療保険制度から後期高齢者医療制度に移られた方（７５歳の年齢到達者など）
- ・後期高齢者医療の資格を喪失された方（亡くなられた方や生活保護を受け始めた方）

支給要件及び算定基準額を参考に支給の対象となるかどうかをご確認いただき、具体的な手続きやご不明な点については、お住まいの市役所（町役場）の担当窓口または佐賀県後期高齢者医療広域連合までご相談ください。

○時効についての留意点

高額介護合算療養費は、基準日※の翌日から２年を経過すると時効となり、支給ができなくなります。申請は基準日の翌日から２年の間に行ってください。

ただし、計算期間（令和３年８月１日～令和４年７月３１日）途中で資格を喪失された方の基準日については、資格を喪失された日の前日（死亡の場合は亡くなられた日）となります。

※令和３年度分の基準日・・・令和４年７月３１日

お問い合わせ先
佐賀県後期高齢者医療広域連合
業務課 給付係
電話：０９５２－６４－８４７６